

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

2026.6.1 現在

## 1. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援に関する事項

当院では入院の際に医師をはじめとする関係職員が協働して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

また、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

## 2. 情報通信機器を用いた診療について

当院では、オンライン診療など情報通信機器を用いた診療をおこなっております。遠隔においても、診察から薬の処方まで一貫した診療を提供することが可能です。

ただし、初診においては、向精神薬の処方はいたしませんのでご了承ください。

## 3. 明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が記載された明細書を無料で発行しております。公費負担の医療受給者で自己負担のない方についても、明細書を発行しております。

なお、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## 4. 生活習慣病管理料について

当院では、生活習慣に関する総合的な治療管理ができる体制を整えております。症状に応じて、28日以上長期投与またはリフィル処方箋の交付が可能です。ご希望があれば、その旨をお申し出ください。

## 5. 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

## 6. 機能強化加算について

当院では、「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取り組みをおこなっております。

- ・ 受診している他の医療機関や処方されているお薬をお伺いし、必要なお薬の管理を行います。
- ・ 必要に応じて専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。
- ・ 保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じています。
- ・ 夜間・休日等の問い合わせへの対応に応じています。

## 7. 後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品とも呼びます）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れたあとに発売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。これら、後発医薬品を積極的に採用し使用しております。

## 8. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みをおこなっております。取り組みの一環として、後発医薬品がある場合は一般名処方を実施しています。一般名処方により、必要な医薬品を提供しやすくなります。

※一般処方とは、「商品名」では「有効成分」を処方箋に記載することです。このことにより、供給不足の薬であっても、同じ有効成分の薬を提供しやすくなります。

## 9. がん性疼痛緩和指導管理料について

当院では、がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して、WHO 方式のがん性疼痛の治療法に従って、緩和ケアに係る研修を受けた保険医が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行います。

## 10. 電子的診療情報連携体制整備加算について

電子的診療情報連携体制整備加算は、医療 DX の推進体制を評価する加算です。オンライン資格確認、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスなど、医療情報の電子的な連携体制を整備している医療機関を評価します。

## 11. 在宅医療 DX 情報活用加算について

当院では、居宅同意取得型のオンライン資格確認を導入し、診療に必要となる正確な情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

## 12. 口腔管理連携加算について

入院患者が有する口腔状態の課題への質の高い対応を推進する観点から、医科医療機関が歯科医療機関とあらかじめ連携体制を構築し、入院中に歯科診療を受けられるよう連携を行っています。

## 13. 身体的拘束最小化推進体制加算について

当院では多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない取り組みを行っています。

## 14. 在宅医療情報連携加算について

当院では、患者さまの状況に応じて、関係機関（介護事業者・訪問看護ステーション・保険薬局等）と連携体制をとっています。患者さまの同意の上、連携機関において ICT ツール（バイタル・リンク vital Link）を使用して、患者さまの診療情報等を共有しています。